

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ①都道府県内・市町村内での業務量の平準化 ～県と市町村/市と区の連携(権限移譲)による体制確保～

児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有している都道府県や市の主な担当部署だけでは、認可外保育施設への指導・監督の十分な体制を確保できない場合がある。同じ都道府県内の他の部署と連携をしたり、都道府県内の市町村や市内の区に権限移譲したりすることによって、体制を確保している事例がある。

#### ポイント

- 単に業務を任せたり、権限移譲したりするだけでなく、やり方を丁寧に説明したり、保育の専門知識がある職員が立入調査に同行し、指導監督の質についてしっかりサポート



茨城県

#### 市町村への権限移譲

茨城県では基本的には1名の一般職員と3名の巡回支援指導員（会計年度任用職員等の非常勤職員）が認可外保育施設に関する業務を実施しているが、県職員だけで全施設への立入調査を実施するにはリソースの限界があるため、**積極的に市町村に権限移譲をし**、県内で立入調査の業務を平準化することで、毎年全施設への立入調査ができるようにしている。

その際、立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村から、県職員に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査の助言を行っている。**これにより、**市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができる。



横浜市

#### 区役所との連携

**横浜市内の18か所の区役所と連携**することによって、市内で立入調査の業務負担を平準化し、市内全施設の立入調査ができるように努めている。立入調査は基本的に3名体制で実施している。**保育に関する調査事項は公立保育所園長OBであり、現場知識や経験を有する市の職員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担**とすることで、保育に関する調査事項であっても知識や経験を有する人から適切な指導ができるようにしている。



千葉県

#### 県の子育て支援課と健康福祉センター監査指導課とが連携

保育所等の通常の指導及び監査については健康福祉センター監査指導課が行うこととなっており、基本的には**県内5か所にある健康福祉センター監査指導課が保育施設とやりとりをし、立入調査を実施**している。

文書指導などを繰り返し、**改善が見られない場合は子育て支援課に報告があり、子育て支援課が過去の指導状況や苦情・事故の有無などを確認し、特別立入調査を実施するか判断**をしている。

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ②巡回支援指導員の活用

～一般職員との役割分担で、より専門的な指導・助言を可能に～

保育の専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が立入調査に同行し、保育に関する調査事項について担当することによって、より専門的な観点から指導・監督し、具体的な助言をできるようにしている事例がある。立入調査に専門的な知識や経験を持つ巡回支援指導員が同行することで、一般職員には難しい専門的な視点の助言や指導を行うことができる。

#### ポイント

- 保育に関する立入調査事項は保育の専門的な知識・経験を有する巡回支援指導員が担当
- 立入調査後も巡回支援指導員が巡回指導をする中でフォロー
- 分担することによって一般職員の負荷を軽減しながら、保育施設に対してはより専門的な視点の助言や指導を可能に

横浜市

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。

茨城県

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。また、権限移譲した市町村の立入調査にも県の巡回支援指導員が同行することで、市町村職員への立入調査のやり方の助言や、保育施設への適切な指導・助言ができるようになる。

さいたま市

立入調査に関しては、**一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成**している。また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員が共同で継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

また、改善報告書で改善が見られる場合、**巡回支援指導員が実施している抜き打ちの午睡調査で施設を訪問する際に改善状況を確認**している。